

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成31年3月22日(2019.3.22)

【公開番号】特開2018-206409(P2018-206409A)
 【公開日】平成30年12月27日(2018.12.27)
 【年通号数】公開・登録公報2018-050
 【出願番号】特願2018-145776(P2018-145776)
 【国際特許分類】

G 0 6 Q 20/14 (2012.01)
 G 0 6 Q 20/18 (2012.01)
 H 0 4 N 1/00 (2006.01)
 G 0 7 F 17/26 (2006.01)
 G 0 7 F 7/08 (2006.01)
 B 4 1 J 29/38 (2006.01)
 B 4 1 J 29/00 (2006.01)

【F I】

G 0 6 Q 20/14 3 0 0
 G 0 6 Q 20/18
 H 0 4 N 1/00 1 2 7 A
 G 0 7 F 17/26
 G 0 7 F 7/08 S
 B 4 1 J 29/38 Z
 B 4 1 J 29/00 Z

【手続補正書】
 【提出日】平成31年2月7日(2019.2.7)
 【手続補正1】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0007
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【0007】

上述した課題を解決し、目的を達成するために、本発明にかかる精算システムは、コインラックへ投入された現金による精算処理を実行する第2の精算手段と、前記電子マネーが得られた場合には、機器の機能を利用する利用量に応じて算出された精算料金についての精算処理が前記第1の精算手段によって実行されるように制御し、前記現金が得られた場合には前記精算料金についての精算処理が前記第2の精算手段によって実行されるように制御する精算制御手段と、を備え、前記精算制御手段は、前記現金と併用できない前記電子マネーが得られている状態においてさらに前記現金が前記コインラックへ投入された場合に、前記投入された現金が返却されるように前記コインラックを制御する。

【手続補正2】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0008
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【0008】

また、本発明の情報処理装置は、機器の機能を利用する利用量に応じて算出された精算料金についての精算処理を実行するカードリーダー又はコインラックに接続された情報処理装置であって、前記カードリーダーによって読み取られた電子マネーによる精算処理が前記

カードリーダーによって実行されるように制御し、前記コインラックへ投入された現金が得られた場合には前記精算料金についての精算処理が前記コインラックによって実行されるように制御する精算制御手段と、を備え、前記精算制御手段は、前記現金と併用できない前記電子マネーが得られている状態においてさらに前記現金が前記コインラックへ投入された場合に、前記投入された現金が返却されるように前記コインラックを制御する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、本発明にかかる精算方法は、カードリーダーによって読み取られた電子マネーによる精算処理を実行する第1の精算ステップと、コインラックへ投入された現金による精算処理を実行する第2の精算ステップと、前記電子マネーが得られた場合には、機器の機能を利用する利用量に応じて算出された精算料金についての精算処理が前記第1の精算ステップによって実行されるように制御し、前記現金が得られた場合には前記精算料金についての精算処理が前記第2の精算ステップによって実行されるように制御する精算制御ステップと、を含み、前記精算制御ステップは、前記現金と併用できない前記電子マネーが得られている状態においてさらに前記現金が前記コインラックへ投入された場合に、前記投入された現金が返却されるように前記コインラックを制御する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、本発明にかかるプログラムは、カードリーダーによって読み取られた電子マネーによる精算処理を実行する第1の精算ステップと、コインラックへ投入された現金による精算処理を実行する第2の精算ステップと、前記電子マネーが得られた場合には、機器の機能を利用する利用量に応じて算出された精算料金についての精算処理が前記第1の精算ステップによって実行されるように制御し、前記現金が得られた場合には前記精算料金についての精算処理が前記第2の精算ステップによって実行されるように制御する精算制御ステップと、をコンピュータに実行させ、前記精算制御ステップは、前記現金と併用できない前記電子マネーが得られている状態においてさらに前記現金が前記コインラックへ投入された場合に、前記投入された現金が返却されるように前記コインラックを制御する。

【手続補正5】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カードリーダーによって読み取られた電子マネーによる精算処理を実行する第1の精算手段と、

コインラックへ投入された現金による精算処理を実行する第2の精算手段と、

前記電子マネーが得られた場合には、機器の機能を利用する利用量に応じて算出された精算料金についての精算処理が前記第1の精算手段によって実行されるように制御し、前記現金が得られた場合には前記精算料金についての精算処理が前記第2の精算手段によって実行されるように制御する精算制御手段と、

を備え、

前記精算制御手段は、前記現金と併用できない前記電子マネーが得られている状態においてさらに前記現金が前記コインラックへ投入された場合に、前記投入された現金が返却されるように前記コインラックを制御する、
ことを特徴とする精算システム。

【請求項 2】

前記精算制御手段は、前記電子マネー又は前記現金による精算処理において、前記精算料金の精算に不足が生じた場合に、前記電子マネー及び前記現金とは異なる種類の被精算情報により不足した精算の前記精算処理を実行させるように制御する、
ことを特徴とする請求項 1 に記載の精算システム。

【請求項 3】

前記精算制御手段は、前記電子マネーによる精算処理が可能なまま、前記コインラックへ投入された現金を得た場合に、前記現金の返却指示を前記コインラックに対して行う、
ことを特徴とする請求項 1 または 2 に記載の精算システム。

【請求項 4】

前記精算制御手段は、前記機器の機能の利用を開始してから終了するまでの間に利用した前記利用量に応じた前記精算料金のうち、一部の前記精算料金についての精算処理は前記第 1 の精算手段によって実行されるように制御し、続けて残りの前記精算料金についての精算処理は前記第 2 の精算手段によって実行されるように制御する、
ことを特徴とする請求項 1 に記載の精算システム。

【請求項 5】

前記機器の機能とは、プリント機能又はコピー機能のいずれかである、
ことを特徴とする請求項 1 に記載の精算システム。

【請求項 6】

機器の機能を利用する利用量に応じて算出された精算料金についての精算処理を実行するカードリーダー又はコインラックに接続された情報処理装置であって、

前記カードリーダーによって読み取られた電子マネーによる精算処理が前記カードリーダーによって実行されるように制御し、前記コインラックへ投入された現金が得られた場合には前記精算料金についての精算処理が前記コインラックによって実行されるように制御する精算制御手段と、
を備え、

前記精算制御手段は、前記現金と併用できない前記電子マネーが得られている状態においてさらに前記現金が前記コインラックへ投入された場合に、前記投入された現金が返却されるように前記コインラックを制御する、
ことを特徴とする情報処理装置。

【請求項 7】

前記精算制御手段は、前記電子マネー又は前記現金による精算処理において、前記精算料金の精算に不足が生じた場合に、前記電子マネー及び前記現金とは異なる種類の被精算情報により不足した精算の前記精算処理を実行させるように制御すること、
を特徴とする請求項 6 に記載の情報処理装置。

【請求項 8】

前記精算制御手段は、前記電子マネーによる精算処理が可能なまま、前記コインラックへ投入された現金を得た場合に、前記現金の返却指示を前記コインラックに対して行う、
ことを特徴とする請求項 6 または 7 に記載の情報処理装置。

【請求項 9】

カードリーダーによって読み取られた電子マネーによる精算処理を実行する第 1 の精算ステップと、

コインラックへ投入された現金による精算処理を実行する第 2 の精算ステップと、
前記電子マネーが得られた場合には、機器の機能を利用する利用量に応じて算出された精算料金についての精算処理が前記第 1 の精算ステップによって実行されるように制御し、前記現金が得られた場合には前記精算料金についての精算処理が前記第 2 の精算ステッ

プによって実行されるように制御する精算制御ステップと、
を含み、

前記精算制御ステップは、前記現金と併用できない前記電子マネーが得られている状態においてさらに前記現金が前記コインラックへ投入された場合に、前記投入された現金が返却されるように前記コインラックを制御する、
ことを特徴とする精算方法。

【請求項 10】

前記精算制御ステップは、前記電子マネー又は前記現金による精算処理において、前記精算料金の精算に不足が生じた場合に、前記電子マネー及び前記現金とは異なる種類の被精算情報により不足した精算の前記精算処理を実行させるように制御する、
ことを特徴とする請求項 9 に記載の精算方法。

【請求項 11】

前記精算制御ステップは、前記電子マネーによる精算処理が可能なまま、前記コインラックへ投入された現金を得た場合に、前記現金の返却指示を前記コインラックに対して行う、
ことを特徴とする請求項 9 または 10 に記載の精算方法。

【請求項 12】

カードリーダーによって読み取られた電子マネーによる精算処理を実行する第 1 の精算ステップと、

コインラックへ投入された現金による精算処理を実行する第 2 の精算ステップと、
前記電子マネーが得られた場合には、機器の機能を利用する利用量に応じて算出された精算料金についての精算処理が前記第 1 の精算ステップによって実行されるように制御し、
前記現金が得られた場合には前記精算料金についての精算処理が前記第 2 の精算ステップによって実行されるように制御する精算制御ステップと、
をコンピュータに実行させ、

前記精算制御ステップは、前記現金と併用できない前記電子マネーが得られている状態においてさらに前記現金が前記コインラックへ投入された場合に、前記投入された現金が返却されるように前記コインラックを制御する、
ためのプログラム。

【請求項 13】

前記精算制御ステップは、前記電子マネー又は前記現金による精算処理において、前記精算料金の精算に不足が生じた場合に、前記電子マネー及び前記現金とは異なる種類の被精算情報により不足した精算の前記精算処理を実行させるように制御する、
ことを特徴とする請求項 12 に記載のプログラム。

【請求項 14】

前記精算制御ステップは、前記電子マネーによる精算処理が可能なまま、前記コインラックへ投入された現金を得た場合に、前記現金の返却指示を前記コインラックに対して行う、
ことを特徴とする請求項 12 または 13 に記載のプログラム。

【請求項 15】

カードリーダーによって読み取られた電子マネーによる精算処理を実行可能な第 1 の精算手段と、

コインラックへ投入された現金による精算処理を実行可能な第 2 の精算手段と、
前記電子マネーが得られた場合には、機器の機能を利用する利用量に応じて算出された精算料金についての精算処理が前記第 1 の精算手段によって実行されるように制御し、
前記現金が入金された場合には、前記精算料金についての精算処理が前記第 2 の精算手段によって実行されるように制御する精算制御手段と、
を備え、

前記精算制御手段は、前記コインラックへ前記現金が先に入金されている場合に前記電子マネーと同時に利用できないことを判断する、

ことを特徴とする精算システム。

【請求項 16】

カードリーダーによって読み取られた電子マネーによる精算処理を実行可能な第1の精算ステップと、

コインラックへ投入された現金による精算処理を実行可能な第2の精算ステップと、

前記電子マネーが得られた場合には、機器の機能を利用する利用量に応じて算出された精算料金についての精算処理が前記第1の精算ステップによって実行されるように制御し、前記現金が入金された場合には、前記精算料金についての精算処理が前記第2の精算ステップによって実行されるように制御する精算制御ステップと、

を含み、

前記精算制御ステップは、前記コインラックへ前記現金が先に入金されている場合に前記電子マネーと同時に利用できないことを判断する、

ことを特徴とする精算方法。